

調剤報酬点数表一覧 追補

(新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて)

(1点：10円)
令和3年10月現在

○自宅・宿泊療養者への緊急訪問・電話等による服薬指導への特例拡充

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1	「CoV 自宅」・「CoV 宿泊」と記された処方箋に基づき、医師の指示により、薬局薬剤師が緊急に薬剤を患者に配送した上で、患者の療養している場所において、服薬指導等を実施した場合	500点 (略号：緊コ A)
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 2	上記患者に緊急に薬剤を配送した場合であって、緊急に電話や情報通信機器を用いた服薬指導を実施した場合又は患者の家族に対して緊急に対面若しくは電話等による服薬指導を実施した場合	200点 (略号：緊コ B)
上記「緊コ A」・「緊コ B」を算定する場合の薬剤服用歴管理指導料に係る加算	<ul style="list-style-type: none"> 要件を満たしていれば、加算を算定できる 「<u>薬剤服用歴管理指導料</u>」・「<u>かかりつけ薬剤師指導料等</u>」は併算定不可 	
自宅・宿泊療養者の服薬状況の医療機関への文書による情報提供の特例	保険医療機関からの情報提供の求めがあった場合、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等について確認し、当該医療機関に必要な情報を文書により提供した場合、月1回の限度を超えて算定できる。	30点 (算定上限回数撤廃)

○薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料の加算

乳幼児服薬指導加算 (臨時取扱)	「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症 2019 (COVID-19) 診療指針」を参考に予防策を講じた上で、保護者に同意を得た場合	6点 (令和4年3月調剤分まで)
------------------	---	---------------------